

京都市環境保全活動センター条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第99号）（環境局地球環境政策部地球温暖化対策課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市環境保全活動センターの管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市環境保全活動センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第99号

京都市環境保全活動センター条例の一部を改正する条例

京都市環境保全活動センター条例の一部を次のように改正する。

第12条を削る。

第11条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第3条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市環境保全活動センター条例（以下「改正前の条例」という。）第4条の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、この条例による改正後の京都市環境保全活動センター条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 3 この条例の施行の日前に改正前の条例第4条の規定による許可を受けたものは、改正後の条例第5条の規定による許可を受けたものとみなす。

(環境局地球環境政策部地球温暖化対策課)